第四十八条第二項	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十八条第二項
この章	投票の内容	同法第七章
第四十九条第七項	公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条第七項
第二百五十五条第四項	公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	投票の内容
	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十八条第二項
この章	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	投票の内容
第四十九条第八項	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条第八項	同法第七章
第二百五十五条第五項	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	投票の内容
この章	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	同法第七章
第四十九条第九項	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条第九項	投票の内容
第四十八条第二項	公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十八条第二項
この章	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	投票の内容
第二百五十五条第六項	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	同法第七章

第二百五十五条の二第一項	第四十九条の二第一項第一号	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条の二第一項第一号
	第百三十六条第一号、第二百二十一条第二項、第二百二十三条第二項、第二百二十六条、第二百二十七条及び第二百三十七条第四項に規定する選挙管理委員会の職員	最高裁判所裁判官国民審査法第四十四条第二項に規定する選挙管理委員会の職員並びに同法第四十七条並びに同法第四十九条及び第二百十七条において準用する第二百三十七条第四項に規定する同法第四十四条第二項前段に規定する者
	この章	同法第七章
第二百五十五条の二第二項	第四十九条の二第一項第一号	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条の二第一項第一号
	第二百二十九条	同法第四十九条において準用する第二百二十九条
	公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	投票の内容
	第四十八条第二項	同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十八条第二項
	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	投票の内容
	この章	同法第七章
第二百五十五条の二第三項	第四十九条の二第一項第二号	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条の二第一項第二号
	第二百二十八条第一項及び第二百三十四条	同法第四十九条において準用する第二百二十八条第一項及び第二百三十四条

第七章中第四十九条の次に次の一条を加える。

第四十九条の二（国外犯）　第四十四条及び第四十六条から第四十八条までの罪並びに前条において準用する公職選挙法第二百二十七条、第二百二十八条第一項、第二百二十九条、第二百三十条、第二百三十一条第一項、第二百三十二条、第二百三十四条及び第二百三十七条から第二百三十八条までの罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。